令和 4 年 2 月 15 日

令和 4 年度　第 4･5 学年学生

令和 4 年度　専攻科生　　　　　諸君

日本学生支援機構給付奨学生在学採用（2022 年度）及び高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について

学生主事

このことについて，申請を希望する学生は，以下ホームページ及び別紙で自らが対象となるかを確認の上，学生課学生係（gakusei@jimu.nara-k.ac.jp）へメールにて連絡してください。3 月下旬頃より申請書類を郵送します。

給付奨学金は，給付終了後に返還する必要はありません（ただし，著しい学力不振や懲戒処分を除く）。給付奨学生として採用された場合，令和 4 年 4 月分より奨学金が毎月支給されます。また，予め授業料減免申請を行った場合，奨学金支給区分に応じて，前期分授業料が全額減免，2/3 減額または 1/3 減額されます。

すでに奨学生である場合は，新たな申請は不要ですが，令和 4 年 4 月以降に①「在籍報告(兼通学形態変更届)」(令和 4 年 4 月報告)及び②「A 様式 2(大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書)」の提出が必要になります。後日，Teams掲示板等で手続き方法をお知らせしますので，適宜確認をお願いします。

※制度の詳細は次のホームページを確認してください。

・給付奨学金制度について（日本学生支援機構ホームページ）
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html

・高等教育の修学支援新制度について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/kyufu/

以上

別紙

〇対　　象：４，５年生及び専攻科生

〇認定要件：

（１）国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

（２）大学等に進学するまでの期間等に関する要件

高等学校等（高専３年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（４年次進級含む）に入学した日までの期間が２年を経過していない者等

（３）学業成績等に関する基準

〇４年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- 高校等（高専１～３年次）における評定平均値が３．５以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位２分の１以上であること
- 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

〇５年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- 前期までの在学間中のＧＰＡ等が，在学する学科等における上位２分の１の範囲に属すること
- 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

（４）家計の経済状況に関する基準

〇収入基準【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×６％ー（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に 3/4 を乗じた額

区分	減免額算定基準額	年収目安 （生計維持者が２人）	減免額
第Ⅰ区分	100 円未満	295 万	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100 円以上～25，600 円未満	395 万	第Ⅰ区分の減免額の 2/3
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	461 万	第Ⅰ区分の減免額の 1/3

※申請前に家計の状況が収入基準に該当するか，「進学シミュレーター」から，ご確認ください。

https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/

〇資産基準

学生及び生計維持者（２人）の資産額の合計が 2,000 万円未満（生計維持者が１人のときは 1,250 万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）